



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド リ ー ム ・ ア ー ツ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 孝 昭
(コード番号：4811 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 経営管理本部長 牧 山 公 彦
(TEL 03-5475-2501)

第 1 回新株予約権（信託型ストック・オプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、信託型ストック・オプション（以下、「信託型 S0」という。）である第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を消滅させることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 消滅させる対象となる本新株予約権の内容

(1) 消滅させる新株予約権の名称	第 1 回新株予約権
(2) 割当先	受託者 コタエル信託株式会社（注）
(3) 信託契約日	2022 年 3 月 28 日
(4) 割当日	2022 年 3 月 29 日
(5) 権利行使期間	2024 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 28 日
(6) 新株予約権の行使価額	355 円
(7) 発行した新株予約権の数	91,500 個（183,000 株）
(8) 消滅する新株予約権の数	91,500 個（183,000 株）
(9) 消滅後の新株予約権の数	0 個

（注）本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。消滅時点において受益者は未確定であり、付与実績はありません。

2. 新株予約権の消滅の理由

当社は業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、従業員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、2022 年 3 月 23 日に信託型 S0 の発行決議を行いました。しかしながら、国税庁が 2023 年 5 月 30 日に発表した「ストック・オプションに対する課税（Q&A）」において、行使時の経済的利益が給与課税の対象となるとの見解が示されました。これを受け、当社ではその後の動向を注視してまいりましたが、発行時に期待していたインセンティブ効果が得られないことが明確となったため、慎重に検討を重ねた結果、信託型 S0 を放棄することを決定いたしました。これにより、本新株予約権は全て消滅することとなります。

なお、本件の連結業績に与える影響は軽微であります。今後、業績予想を変更すべき事象が生じた場合は速やかに発表させていただきます。

3. 新株予約権の消滅日

2025 年 12 月 31 日

以上